

平成二十二年三月定例会

悪臭問題特別委員会報告

平成二十二年三月二十五日

悪臭問題特別委員会における調査及び活動の概要につきましましては、平成二十一年三月定例会において中間報告をいたしておりますが、本日はそれ以後の、当特別委員会、並びに委員会協議会の調査及び活動等の内容についてご報告いたします。

平成二十一年四月七日、当局から、悪臭公害防止協定書（案）について、また、特定悪臭物質濃度測定の結果について報告を受けました。

同日、午後、養豚事業所の現地視察を実施し、改善勧告を受け、改修した施設の状況等について説明を受けました。

同月二十二日には、県当局を委員会に招き、堆肥製造事業者の産業廃棄物処理業の許可更新について説明を求めるとともに県当局に対し、悪臭防止対策について、強力な指導を行うよう求めました。

五月八日には、養豚事業者を委員会へ招き、改善措置後の臭気減臭対策の内容と効果などについて種々質疑・要望がありました。

養豚事業者に対しては、これまでの委員会での質疑

内容や意見を踏まえ改善計画を再度、検討し直すよう要請を行いました。

また、同日、地元選出県議会議員とともに委員一同で置賜総合支庁に出向き悪臭問題の早期解決を求める要望書を県当局に提出してまいりました。

同月二十一日には、市当局と共に山形県金山町金山最上牧場を訪ね、最新設備による養豚施設の状況について先進事例を視察してまいりました。

六月十九日には、養豚事業者に対し、さらなる臭気対策の強化を図るよう求めた件について、養豚事業者より、気象条件の悪いときは、1キロから2キロ程度以内の範囲で敏感な方にとっては、不快なレベルの臭気がでている可能性があること。市街地においては敏感な方において感じ取る可能性を否定できないが、苦情が発生するレベルではないことなど、農場の臭気によって広範囲から苦情が発生する状況にはないとする回答がありました。

これに対し委員から、現状に対する認識が不十分であること。養豚事業者の臭いが市街地まで及んでいな

いとは到底思えないこと。悪臭問題に対し、問題意識をもっと持って改善にあたること等の意見がありました。

さらに委員から、悪臭防止にかかる努力目標を数値化して提示するよう要望がなされました。

また、委員会の総意として、養豚事業者に対し、畜産業の重要性や畜産振興に貢献されていることを踏まえても、悪臭問題の解決を見ずに産業としての理解を得ることは、困難であるため、臭気対策の先進事例、コンサルタント、学識経験者などあらゆる知恵や手段を総動員して、この問題の速やかな解決を図るよう求めました。

八月六日には、公害苦情件数や悪臭苦情の原因である両事業所に関する件について、臭気モニターの募集に関することについて報告を受け、種々質疑がありました。

同月二十七日には、臭気モニターの応募状況などのほか、悪臭対策に関する進捗状況や養豚事業者より提出された堆肥粒状化施設における減臭計画書について

報告を受け、同日午後、堆肥製造事業所の悪臭防止対策について、現地視察を実施しました。

九月九日には、当局より、養豚事業者に対し再度、改善勧告を行うこととしたが、改善勧告の内容について、専門家の知見を反映させた、より実効性のあるものとするため、改善勧告コンサル業務を社団法人において、い・かおり環境協会へ委託する旨の報告がありました。

同月二十五日には、両事業者に関する報告等を受け、同日午後、堆肥粒状化施設の臭気を浄化槽の活性水をシャワーリングすることによって減臭を図るとした減臭対策施設の設置状況や悪臭の改善状況について現地視察を実施しました。

十月二十九日には、県当局を再度、委員会に招き、堆肥製造事業者への指導及び監督体制の強化を要望しました。

また、堆肥製造事業者と養豚事業者の両者についても委員会に招き、作業工程の確認と現在実施されている悪臭防止対策等について種々質疑・要望がなされました。

十二月十六日には、臭気モニタリング結果及び苦情件数について報告を受け、さらに臭気モニタリングの結果に関して、両事業者からの見解が示されました。

養豚事業者からは、「調査は、住民の皆様の主観によるものであり、調査報告には風向き等から考えて明らかに誤った認識によるものが含まれており、その要因は、当社のイメージが悪いことと考えていること。臭気の低減を図り、実質的にご迷惑をおかけしている農場周辺の住民のみならず、本市住民の皆様から良いイメージを持っていたただける企業になれるよう努力したい。」とする見解が示されました。

これに対し委員より、この見解からは、養豚事業者の悪臭問題に対する認識不足と当事者としての責任感が欠如しているとして、問題に取り組む企業体質を改善して行く必要があるとの意見がありました。

また、本委員会の要請を受け、県当局が実施した堆肥製造事業所に係る終日調査の結果について示され種々質疑がありました。

二月十七日には、社団法人におい・かおり環境協会

へ改善勧告支援業務を委託していた改善勧告支援業務報告書案が示されました。

報告書案に対し、委員より種々質疑がありました。が、勧告のあり方等を含め後日、再度、検討を行うこととしました。

同月二十四日には、養豚事業者に対する改善勧告支援業務報告書案について、引き続き会議が開催され、報告書案では、当該事業者の縦型密閉コンポスト装置で作られた堆肥の熟成度は、相当低いという結果が示されました。

このことについて、委員から、縦型密閉コンポストの運用記録の整備については、早急に取り組むべき重点課題であるとしてただされたほか、家畜排せつ物の処理過程、管理方法に問題があり、その結果として、悪臭問題の改善が図られていない以上、家畜排せつ物を「たい肥」としてではなく「産業廃棄物」とみなし、その処理を事業者に迫ることも悪臭問題の早期解決に向けた一つの手ではないかとして質疑がありました。

さらに、このたびの改善勧告を出すにあたっては、養豚事業者に対し、より強い態度で臨むよう意見がありました。

このほか、悪臭の現状や委員会の活動方針等について再度、地元住民からの意見を聞く場を設けることで合意しました。

また、委員会のこれまでの活動を改めて総括し、広く住民に活動の経緯等について知らしめることが必要であるとの認識で一致し、その方法について協議されました。

去る三月二十三日の委員会では、改善勧告案の当初の原案に対する変更点について説明があり、現在、年度内の勧告に向け、県当局との協議が続いていることなどについて報告がありました。

以上、本日までの当委員会における調査及び活動等の内容を申し上げましたが、当委員会としては、悪臭問題の解決を目指し、今後とも継続していくことで合意しており、引き続き悪臭問題の解決に向け全力で取り組み決意を表し、委員長報告といたします。